

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	生命保険料控除の対象契約の拡大（少額短期保険業者と締結した保険契約の追加）			
税 目	所得税			
要 望 の 内 容	<p>保険契約者にとっては、少額短期保険業者と締結した保険契約についても、保険会社と締結した保険契約と同様に、将来の生活保障に必要な額について社会保障とあわせて検討し、加入するものであることから、保険加入の重要性に優劣はない。</p> <p>免許制度と登録制度という違いこそあれ、少額短期保険業者についても、保険業法に基づき、保険会社と同様、内閣総理大臣の適切な監督を受ける保険事業者であることから、生命保険料控除の取り扱いについても同様の措置を求めるもの。</p> <table border="1" data-bbox="1015 891 1482 981"> <tr> <td data-bbox="1015 891 1222 981">減収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1222 891 1482 981">▲1,239 百万円 （－百万円）</td> </tr> </table>		減収見込額 （平年度）	▲1,239 百万円 （－百万円）
減収見込額 （平年度）	▲1,239 百万円 （－百万円）			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 少子高齢化の急速な進行に伴う社会保障費用の増大等が懸念される中で、社会保障制度を補完する民間の保険商品を活用し、国民の自助努力に対する意欲の向上を図り、自助努力による生活保障の一層の充実を図ることによって、安心かつ豊かでゆとりのある国民生活を確保するとともに、活力ある市場を構築すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 現在、生命保険料控除の対象となる保険契約は、保険会社、農業協同組合等と締結したものに限られており、少額短期保険業者と締結した保険契約は対象となっていない。保険契約者にとっては、少額短期保険業者と締結した保険契約についても保険会社と締結した保険契約と同様に、将来の生活保障に必要な額について社会保障と併せて検討し加入するものであり、保険加入の重要性に優劣はないことから、保険会社と締結する保険契約と同様の保険料控除制度が必要である。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 免許制度と登録制度という違いこそあれ、少額短期保険業者についても、保険業法に基づき保険会社と同様に、内閣総理大臣の適切な監督を受ける保険事業者であることから、生命保険料控除の取扱いについても特段の差異を設ける必要はなく、要望は妥当なものとする。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	Ⅲ—1 活力のある市場を構築すること
	政策の達成目標	少子高齢化の進行など、我が国が直面する社会経済構造の変化に対応し、国民の自助努力による生活保障にかかる民間保険商品の一層の普及に資すること。
	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	新設要望のため、該当せず
	租税特別措置の適用実績	新設要望のため、該当せず
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	新設要望のため、該当せず
	前回要望時の達成目標	新設要望のため、該当せず
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため、該当せず

これまでの  
要望経緯

平成18年度税制改正要望より同様の要望を行っている。